

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更等(地方課)

土地改良事業の認可(二件)(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 告 平成三年度屋外広告物講習会の開催(都市計画課)

告 示

鳥取県告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田原地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成三年八月一日現在の地番による。)
吉定字石黒田	吉定字石黒田の全域 吉定字井津ノ尻三四九の一及びこれと一体をなす国有地の一部
吉定字井津ノ尻	吉定字井津ノ尻のうち三四九の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
口別所字垣境	口別所字垣境のうち九二の一の一部、九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
口別所字堤端	口別所字堤端のうち二五九の一の一部、二五九の二の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久古字草田三六一の二の一部

口別所字下向田

口別所字下向田のうち三四四の一部、三四六の一部、三四七、三四八、三四九の二から三四九の四まで、三五〇の一から三五〇の三まで、三五二の一の一部、三五二の二、三五二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
口別所字五反田三六一の一部、三六一の七、三六二の一の一部、三六二の二、三六八の一の一部、三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六一の一と一体をなす国有地の一部

口別所字上河原四五七の二から四五七の五までの一部、四五九の二、四五九の三、四五九の四の一部、四五九の五、四五九の六の一部、四五九の七、四六〇の一から四六〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
口別所字ガケバタ四六一の一、四六一の二、四六二の二、四六二の五まで、四六三の二、四六三の三、四六三の四の一部、四六四の一の一部、四六四の二、四六四の三、四六四の四の一部、四六五の二の一部、四六六の一の一部、四六六の二、四六六の三、四六七の一から四六七の三まで、四六八、四六九、四七〇の一、四七〇の二から四七〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

口別所字五反田

口別所字垣境九二の一の一部、九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九二の一と一体をなす国有地の一部

口別所字五反田のうち三六一の一部、三六一の七、三六二の一の一部、三六二の二、三六八の一の一部、三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

口別所字横井手三八八の一の一部、三八八の二、三八八の三、三八九の一の一部、三八九の二から三八九の四まで、三九一の一の一部、三九一の二から三九一の四まで、三九一の五の一部、三九三の一の一部、三九三の二、三九三の三、三九三の四の一部、三九四の一の一部、三九四の二か

口別所字横井手

ら三九四の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三九一の五、三九二の二、三九五と一体をなす国有地の一部
口別所字上河原四五七の二から四五七の五までの一部、四六〇の一から四六〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地
口別所字ガケバタ四六一の二と一体をなす国有地の一部

口別所字横井手のうち三八八の一の一部、三八八の二、三八八の三、三八九の一の一部、三八九の二から三八九の四まで、三九一の一の一部、三九一の二から三九一の四まで、三九一の五の一部、三九三の一の一部、三九三の二、三九三の三、三九三の四の一部、三九四の一の一部、三九四の二から三九四の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三九一の五、三九二の二、三九五と一体をなす国有地の一部以外の区域

口別所字唐田四〇三の一から四〇三の三まで、四〇四、四〇五の一から四〇五の四まで、四〇六、四〇七、四一〇の一部、四一四、四一五の一、四一五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四一〇と一体をなす国有地の一部
口別所字出口ノ上四二二の一から四二二の六まで、四二二の一から四二二の七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

口別所字上河原四二三の一、四二三の二、四二四から四二八まで、四二九の一、四二九の二、四三〇の一の一部、四三〇の二、四三〇の三、四三〇の四の一部、四三〇の五、四三一の一、四三一の二の一部、四三二、四三三の二の一部、四三四の一部、四三五の一の一部、四三五の四の一部、四三六の一部、四三七の一部、四三八から四四一まで、四四二の一、四四二の二、四四三、四四四の二の一部、四四四の三の一部、四四四の四、四五二の二の一部、四五三、四五四、四五五の一、四五五の二、四五六の一、四五六の二、四五七の一の一部、四五八の二の一部、四九九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>口別所字中島五〇六の二の一部、五〇六の三の一部、五〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>口別所字下サクラ五〇七の二の一部、五〇七の三、五〇八の二、五〇八の三、五〇八の四の一部、五〇九の二、五〇九の三、五一一の二、五一一の三、五一一の四、五一一の五、五一一の六、五一一の七、五一一の八、五一一の九、五一一の一〇、五一一の一〇の一、五一一の一〇の二、五一一の一〇の三、五一一の一〇の四、五一一の一〇の五、五一一の一〇の六、五一一の一〇の七、五一一の一〇の八、五一一の一〇の九、五一一の一〇の一〇、五一一の一〇の一〇の一、五一一の一〇の一〇の二、五一一の一〇の一〇の三、五一一の一〇の一〇の四、五一一の一〇の一〇の五、五一一の一〇の一〇の六、五一一の一〇の一〇の七、五一一の一〇の一〇の八、五一一の一〇の一〇の九、五一一の一〇の一〇の一〇、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>口別所字唐田</p> <p>口別所字唐田のうち四〇三の二から四〇三の三まで、四〇四、四〇五の二から四〇五の四まで、四〇六、四〇七、四一〇の一部、四一四、四一五の二、四一五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>口別所字出口ノ上</p> <p>口別所字出口ノ上のうち四二二の二から四二二の六まで、四二二の七から四二二の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>口別所字上河原</p> <p>口別所字上河原四三〇の二の一部、四三〇の三の一部、四三〇の四の一部、四三〇の五の一部、四三一の二の一部、四三一の三、四三三の二、四三三の三、四三三の四の一部、四三三の五の一部、四三五の二、四三五の三、四三五の四の一部、四三六の一部、四三七の一部、四四四の二、四四四の三の一部、四四五の一部、四四五の二から四五五の三まで、四五五の四、四五五の五、四五五の六、四五五の七、四五五の八、四五五の九、四五五の一〇、四五五の一〇の一、四五五の一〇の二、四五五の一〇の三、四五五の一〇の四、四五五の一〇の五、四五五の一〇の六、四五五の一〇の七、四五五の一〇の八、四五五の一〇の九、四五五の一〇の一〇、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>地</p> <p>口別所字ガケバタ四六三の二、四六三の三、四六三の四の一部、四七二の二、四七二の三、四七二の四の一部、四七八の二、四七八の三、四七八の四の一部、四八〇の二、四八〇の三、四八〇の四の一部、四八二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>口別所字細工欠川原の全域</p> <p>口別所字中島五〇六の二の一部、五〇六の三の一部、五〇六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外</p>	<p>口別所字下サクラ</p> <p>口別所字出口ノ上四二二の二から四二二の四までと一体をなす国有地の一部</p> <p>口別所字中島五〇六の二の一部、五〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>口別所字下サクラのうち五〇七の二の一部、五〇七の三、五〇八の二、五〇八の三、五〇九の二、五〇九の三、五一一の二、五一一の三、五一一の四、五一一の五、五一一の六、五一一の七、五一一の八、五一一の九、五一一の一〇、五一一の一〇の一、五一一の一〇の二、五一一の一〇の三、五一一の一〇の四、五一一の一〇の五、五一一の一〇の六、五一一の一〇の七、五一一の一〇の八、五一一の一〇の九、五一一の一〇の一〇、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>口別所字前田屋敷</p> <p>口別所字前田屋敷のうち九五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>口別所字上前田</p> <p>口別所字上前田のうち九九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>久古字前田河原</p> <p>久古字前田河原のうち一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四から一〇六まで、一〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>久古字清水坂ノ上</p> <p>久古字清水坂ノ上のうち一〇八の一、一一〇の一の一部以外の区域</p>	<p>久古字前田</p> <p>久古字前田屋敷九五と一体をなす国有地の一部 久古字上前田九九の一及びこれと一体をなす国有地の一部 久古字前田河原一〇〇の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四から一〇六まで、一〇七の一及びこれらと一体をなす国有地 久古字清水坂ノ上一〇八の一、一一〇の一の一部 久古字前田の全域</p>	<p>久古字コセノ下</p> <p>久古字コセノ下のうち一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四二の二、一四三の一から一四三の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>久古字向田</p> <p>久古字コセノ下一四三の一の一部、一四三の二から一四三の五まで及びこれらと一体をなす国有地 久古字向田の全域 久古字仲田一七二の一から一七二の六まで、一七三の二から一七三の四まで、一七三の五の一部、一七三の六、一七三の七の一部、一七三の八の一部、一七九の二、一七九の三の一部、一八〇の二から一八〇の四まで、一八一の二の一部、一八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 久古字下向田一九三の三の一部、一九三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>久古字仲田</p> <p>久古字コセノ下一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四二の二、一四三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字下向田</p> <p>久古字下向田のうち一七二の一から一七二の六まで、一七三の二から一七三の四まで、一七三の五の一部、一七三の六、一七三の七の一部、一七三の八の一部、一七九の二、一七九の三の一部、一八〇の二から一八〇の四まで、一八一の一から一八一の三まで、一八二の一、一八三の二、一八四の二、一八五の二、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久古字向坂ノ下一六七六の二の一部、一六七六の七の一部、一六七六の九、一六八九の一の一部、一六八九の二から一六八九の五まで、一六八九の六の一部、一六九〇の二、一六九〇の三の一部、一六九〇の四、一六九〇の五及びこれらと一体をなす国有地 久古字清水坂ノ下一六九七の一、一六九七の二の一部、一六九八の一、一六九八の二、一六九九の一、一六九九の二、一七〇〇及びこれらと一体をなす国有地 久古字下河原一七〇の一、一七〇の二、一七〇の三の一部、一七〇の四の一部、一七〇の五、一七〇の六、一七〇の四の一部、一七〇の四の二、一七〇の四の三の一部、一七〇の五の一部、一七〇の六の一部、一七〇の七の一部、一七〇の七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>久古字仲田一八一の一から一八一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 久古字カケハタ一九一の一の一部、一九一の二、一九二の一の一部、一九二の二及びこれらと一体をなす国有地 久古字下向田のうち一九三の三の一部、一九三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 口別所字下向田三四四の一部、三四六の一部、三四七、三四八、三四九の一から三四九の四まで、三五〇の一から三五〇の三まで、三五一の一の一部、三五一の二、三五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>				

<p>久古字宮ノ谷上</p>	<p>久古字宮ノ谷中</p>	<p>久古字宮ノ脇</p>	<p>久古字宮ノ前</p>	<p>久古字草田</p>	
<p>久古字宮ノ谷上のうち四九三の二の一部、四九五の二の一部</p>	<p>久古字宮ノ脇四一七の二の一部、四一七の二の一部、四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 久古字宮ノ谷中のうち四三八の二の一部、四三九の二の一部、四四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久古字宮ノ谷上四九三の二の一部、四九五の二の一部、四九六、四九七の二及びこれらと一体をなす国有地 久古字日南平四九八の二の一部</p>	<p>久古字宮ノ脇のうち四一七の二の一部、四一七の二の一部、四一八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 久古字宮ノ谷中四三八の二の一部、四三九の二の一部、四四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>久古字宮ノ前のうち三六七の二の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久古字草田のうち三六一の二の一部以外の区域 久古字宮ノ前三六七の二の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 口別所字堤端二五九の二の一部、二五九の二の一部、二六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>口別所字ガケバタ四六四の二の一部、四六四の四の一部、四六五の二の一部、四六六の二の一部、四六七〇の二から四七〇の四までの一部、四七一の二の一部、四七一の三の一部、四七一の四、四七一の五、四七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久古字下河原</p>	<p>久古字清水坂ノ下</p>	<p>久古字向坂ノ下</p>	<p>久古字細工欠落通</p>	<p>久古字日南平</p>	<p>久古字細工欠落通のうち一六五九の二、一六六〇の二、一六六一、一六六二の二から一六六二の七まで、一六六三の三、一六六三の四、一六六三の六、一六六三の八から一六六三の一〇まで、一六六六の三から一六六六の五まで、一六六六の七、一六六七の二から一六六七の五まで、一六六八の二から一六六八の三まで、一六六九の二、一六六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>久古字細工欠落通一六六二の二、一六六二の二の一部、一六六二の三、一六六二の四、一六六二の五の一部、一六六二の七、一六六三の三の一部、一六六三の四、一六六三の六の一部、一六六六の三から一六六六の五まで、一六六六の七、一六六七の二の一部、一六六七の三、一六六七の四</p>	<p>久古字清水坂ノ下のうち一六九七の二、一六九七の二の一部、一六九八の二、一六九八の二、一六九九の二、一六九九の二、一七〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>久古字向坂ノ下のうち一六七〇の二、一六七〇の二、一六七〇の三、一六七四、一六七五、一六七六の二の一部、一六七六の三の一部、一六七六の五の一部、一六七六の七の一部、一六七六の八から一六七六の一〇まで、一六七六の一一の一部、一六七八の四、一六八九の二の一部、一六八九の二から一六八九の五まで、一六八九の六の一部、一六九〇の二、一六九〇の三の一部、一六九〇の四、一六九〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久古字細工欠落通のうち一六五九の二、一六六〇の二、一六六一、一六六二の二から一六六二の七まで、一六六三の三、一六六三の四、一六六三の六、一六六三の八から一六六三の一〇まで、一六六六の三から一六六六の五まで、一六六六の七、一六六七の二から一六六七の五まで、一六六八の二から一六六八の三まで、一六六九の二、一六六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>久古字日南平のうち四九八の二の一部以外の区域</p>	<p>部、四九六、四九七の二、四九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

久古字下川原川端

の一部、一六六七の五の一部、一六六八の二から一六六八の三まで、一六六九の一、一六六九の二及びこれらと一体をなす国有地

久古字向坂ノ下一六七〇の二、一六七一の二、一六七一の三、一六七四、一六七五、一六七六の三の一部、一六七六の五の一部、一六七六の七の一部、一六七六の八、一六七六の一〇、一六七六の一の一の一部、一六七八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

久古字下河原のうち一七〇一の一、一七〇一の二、一七〇二の一の一部、一七〇二の三の一部、一七〇二の四の一部、一七〇二の五、一七〇二の六、一七〇四の一の一部、一七〇四の二、一七〇四の三の一部、一七〇五の一の一部、一七〇六の一部、一七〇七の一の一部、一七〇七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

久古字仲田一八一の一の一部、一八二の一、一八三の二、一八四の二、一八五の二、一八六の一及びこれらと一体をなす国有地

久古字カケハタ一八七から一九〇まで、一九一の一の一部、一九二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

久古字細工穴落通一六五九の二、一六六〇の二、一六六一、一六六二の二の一部、一六六二の五の一部、一六六二の六、一六六三の三の一部、一六六三の六の一部、一六六三の八から一六六三の一〇まで、一六六七の二の一部、一六六七の四の一部、一六六七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地

久古字下川原川端の全域

口別所字ガケバタ四七一の一の一部、四七一の三の一部、四七二の一部、四七三の一部、四七四、四七五、四七六の一部、四七八の一部、四七九の一部、四八〇の一の一部、四八〇の二、四八〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名

口別所字ガケバタ、口別所字細工穴河原、口別所字中島、久古字カケハタ

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業明辺地区区画整理）を平成四年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業落岩地区区画整理）を平成四年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る貝田原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
青谷加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

農業集落排水事業尚徳地区

三 起業地

1 収用の部分 米子市橋本字渡り驛地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第百七十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年二月二十三日から施行する。

平成四年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取県庁支店	鳥取市東
鳥取駅前支店	鳥取市永

町一丁目

桑温泉町

鳥取県庁支店

鳥取市東町一丁目

に、

那家支店	八頭郡那家町大字那家
那家駅前支店	八頭郡那家町大字那家

那家支店

八

頭郡那家町大字那家

に、

倉吉駅前支店	倉吉市上井町二丁目
パープルタウン支店	倉吉市山根

倉吉駅前支店

倉吉市上井町二丁目

に、

富士見町支店
日野橋東支店

米子市富士見町二丁目
米子市蚊屋

富士見町支店

米子市富士見町二丁目

に改める。

第三号の表鳥取市農業協同組合の項中

鳥取市丸山

鳥取市

丸山町

に、

鳥取市商栄町

を

鳥取市安長

に改め、同表

国府町農業協同組合の項中

岩美郡国府町
大字谷

を

岩美郡国府町
大字糸谷

に

改め、同表河原町農業協同組合の項中

八頭郡河原町
大字河原

を

八頭郡河
大字長瀬

原町

に改め、同表用瀬町農業協同組合の項中

八頭郡用瀬町
大字樟原

を

八頭郡用瀬町
大字宮原

に改め、同表智頭町農業協同組合の項中

本所	八頭郡智頭町 大字智頭	株式会社山陰合同銀行 智頭支店
智頭支所	八頭郡智頭町 大字智頭	

を

本所

株式会社山陰合同銀行
智頭支店

に改め、

同表倉吉市農業協同組合の項中

金融西倉吉支店

を

西倉吉支

店に改め、同表鳥取東郷農業協同組合の項中

東伯郡東郷町
大字方地

を

東伯郡東郷町
大字藤津

に改め、同表三朝町農業協同組合の項中

本 所	東伯郡三朝町 大字本泉	株式会社山陰合同銀行 三朝支店
旭 支 所	東伯郡三朝町 大字本泉	

に改め、

同表東伯町農業協同組合の項中

東伯郡東伯町
大字上伊勢

東伯郡東伯町
大字中尾

に改め、同表西伯町農業協同組合の項中

西伯郡西伯町
大字下中谷

西伯郡
大字上

西伯町
中谷

に改め、同表岸本町農業協同組合の項中

八 郷 支 所	八 郷 支 所
大 幡 支 所	

西伯郡岸本町 真野	を
西伯郡岸本町 押口	

八 郷 支 所	西伯郡岸本町 大字久吉
---------	----------------

に改め、同表名

和町農業協同組合の項中

西伯郡名和町
東坪

を

西伯郡名和町
大字豊成

に改

める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成四年二月二十五日(火) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 平成四年度教育行政施策について

2 その他

公 告

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年7月鳥取県条例第31号)第10条の4第1項の規定により、平成3年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成4年2月21日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
平成4年3月17日(火)午前10時から	(1) 広告物に関する法令 (2) 広告物の表示の方法に関する事項	東伯郡東郷町大字藤津650 鳥取県立東郷湖羽合塩海公園あやめ池スポーツセンター研修室
平成4年3月18日(水)午前10時から	広告物の施工に関する事項	

2 受講申込手続

所定の受講申込書を受講申込期間内に鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所提出すること。

3 受講申込期間

平成4年3月2日(月)から同月13日(金)まで
なお、郵送による場合は、平成4年3月13日(金)までに到着したものに限り。

4 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)の金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちよう付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 講習会の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年10月鳥取県規則第50号)第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、その資格を証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

6 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

- 鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7363
- 鳥取県鳥取土木事務所 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7653
- 鳥取県郡家土木事務所 八頭郡郡家町大字郡家100 電話0858-72-0261
- 鳥取県倉吉土木事務所 倉吉市東蔵城町2 電話0858-22-8141
- 鳥取県米子土木事務所 米子市糺町一丁目160 電話0859-34-6211
- 鳥取県根雨土木事務所 日野郡日野町根雨140-1 電話0859-72-0321